

2012年10月1日

エコマーク商品類型 No.130「家具 Version1.7」認定基準の改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

2012年3月23日に開催された第8回エコマーク基準審議委員会の審議において、現行のエコマーク共通規定（難燃剤の使用について、抗菌剤の使用について、生分解性プラスチックの表示について）を廃止し、難燃剤・抗菌剤が使用される可能性の高い商品分野については、個別商品類型ごとに難燃剤・抗菌剤の基準を追加する部分改定を検討することとなった。その審議結果を受け、難燃剤・抗菌剤の使用が一部の製品で想定される本商品類型において、部分改定を行います。

また、材料別の基準項目については、引用している商品類型の認定基準の最新版に更新を行います。

2. 改定の概要

上述のエコマーク基準審議委員会において、基本形として承認された難燃剤・抗菌剤の使用に関する内容を基準項目として追加する。また、材料別の基準項目に関して、引用している商品類型の認定基準の最新版に更新します。

3. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

- (6) 塗料は、エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」の「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第(3)項、および第(4)項に定める重金属および重金属化合物について、基準（添付資料1）に適合していること。

【証明方法】

エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料1の関連する部分だけでよい）。ただし、エコマーク商品類型No.126「塗料Version2」で認定を受けた塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

B. プラスチック

- (20) エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品Version2」の「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第(8)項における重金属類等について、基準（添付資料2）に適合していること。

【証明方法】

エコマーク商品類型No.118「プラスチック製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料2の関連する部分だけでよい）。

C. 繊維

- (1) 繊維部分は、エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品Version2」の「4-1.環境に関する基準」別表1（添付資料3）に適合していること。

【証明方法】

エコマーク商品類型No. 104「家庭用繊維製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料3の関連する部分だけでよい）。ただし、エコマーク商品類型No. 104「家庭用繊維製品Version2」またはNo.105「工業用繊維製品Version2」で認定を受けた生地などを中間部品として使用する場合は、当該製品の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

E. ガラス

- (2) 素材となるガラスカレットは、エコマーク商品類型No.124「ガラス製品Version2」B.板ガラスの「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第(4)項（添付資料4）に適合していること。
- (3) ガラス着色剤を使用する場合は、エコマーク商品類型No.124「ガラス製品Version2」B.板ガラスの「4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法」第(5)項（添付資料4）に適合していること。

【証明方法】

エコマーク商品類型No. 124「ガラス製品Version2」の「証明方法」にしたがうこと（添付資料4の関連する部分だけでよい）。

[添付資料1]

No.126「塗料 Version2」より

(3) 製品は、防腐剤（防かび剤を含む）の含有量が製品全体の重量比で 0.5%以下であること。抗菌剤を使用する場合には、「抗菌塗料製品管理のためのガイドライン」（社団法人 日本塗料工業会）に基づいて管理され、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】

防腐剤の添加の有無を付属証明書に記載すること。また、防腐剤の MSDS、CAS 登録番号を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、付属証明書に適合状況を記載し、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(4) 製品の処方構成成分として表 4 に示す化学物質を添加していないこと。

表 4 塗料において使用を制限する化学物質

<u>カドミウム</u>	<u>4-オクチルフェノール</u>
<u>水銀</u>	<u>ビスフェノール A</u>
<u>六価クロム</u>	<u>フタル酸ブチルベンジル</u>
<u>鉛</u>	<u>フタル酸ジエチル</u>
<u>ヒ素</u>	<u>ホルムアルデヒド</u>
<u>アンチモン</u>	<u>フタル酸ジ-n-ブチル</u>
<u>トリブチルスズ</u>	<u>テトラデカン</u>
<u>トリフェニルスズ</u>	<u>フタル酸ジ-2-エチルヘキシル</u>
<u>アルキルフェノール</u>	<u>アセトアルデヒド</u>
<u>ノニルフェノール</u>	<u>ポリプロモビフェニル (PBB)</u>
<u>ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE)</u>	<u>短鎖塩素化パラフィン (鎖状 C 数が 10 ~13、含有塩素濃度が 50%以上)</u>

【証明方法】

該当物質の添加の有無記載リストを提出すること。

[添付資料2]

No.118「プラスチック製品 Version2」より

(8) 製品の処方構成成分としてカドミウム(Cd)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr⁶⁺)、水銀(Hg) およびそれらの化合物を添加しないこと。また、難燃剤としてポリプロモビフェニル (PBB)、ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE) および短鎖塩素化パラフィン (鎖

状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていること。

【証明方法】〔申込者〕

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加しないことを示す証明書を提出すること。抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

〔添付資料3〕

No.104「家庭用繊維製品 Version2」より

- (4)製品の各種加工(防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。毛製品は上記加工についての配慮に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号(30ppm以下)へ適合していること。(別表1参照) 難燃剤を使用する場合は防炎物品、防炎製品以外は使用のないこと。かつ、必要最小限にとどめ、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)の難燃剤を含まないこと。また、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていること。

【証明方法】

製品の加工の有無を付属証明書に記載すること。加工がある場合は、付属証明書に従って加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

別表1 繊維製品における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

記号1に定める物質については、防かび加工がなされている製品について、加工剤を記述すること。記号2に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令34号に定める試験

結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品について、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。記号 4 に定める物質については、防炎加工がなされている製品について、加工剤を記述し、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全衣服（法律は下着類）
2	ホルムアルデヒド	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)、おむつなど
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品(寝具、タオル、中衣・下着用紡織基礎製品など)
		300ppm 以下		その他製品（屋外に設置される製品は本項目を適用しない）
3	ディルトリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	外衣類、中衣類、下着類
4	APO TDBPP ビス(2・3-ジブトキシプロピル)ホスフェイト化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	寝衣

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
難燃加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

[添付資料4]

No.124 「ガラス製品 Version2」 より

- (4) 製品に使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

当該物質の使用有無を付属証明書に記入のうえ、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、または MSDS（化学物質等安全データシート）を提出すること。

- (5) 製品は、安全性（カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され、説明されていること。当該物質の溶出量については、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第三の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

4. 改定日： 2012 年 10 月 1 日

以上